

## 令和4年度石巻市社会福祉法人指導監査実施計画

### 1 基本方針

社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、指導監査の実施の可否、実施方法については、状況を勘案して判断するものとする。

### 2 実施根拠

- (1) 社会福祉法第56条第1項
- (2) 社会福祉法人指導監査実施要綱
- (3) 石巻市社会福祉法人指導監査実施要領

### 3 監査事項及び着眼点

監査事項及び着眼点は、国の示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「同要綱別紙指導監査ガイドライン」の「監査事項、チェックポイント、着眼点」等、関係通知並びに前年度以前の指導監査の結果等を踏まえたものとする。

### 4 一般監査対象法人(実地監査)

3法人（ひろぶち、旭壽会、石巻市社会福祉協議会）

### 5 重点項目

以下を重点項目として実施し、指導監査に当たっては、前3項を踏まえて実施状況等を確認する。

- (1) 社会福祉法人制度改革への的確な対応
  - ① 経営組織のガバナンスの強化
  - ② 事業運営の透明性の向上
  - ③ 財務規律の強化
  - ④ 地域における公益的な取組の実践

### 6 実施期間及び実施方針

一般監査（実地監査）は、令和4年9月から令和5年2月にかけて実施し、その指摘事項のうち、特に確認が必要な事項を有する社会福祉法人に対しては、必要に応じて確認監査を実施する。また、極めて不適正な事案が発覚した場合は、特別監査を実施する。